

東京都障害者スポーツセンター
指定管理者選定委員会

審査報告書

令和 7 年 10 月

東京都障害者スポーツセンターの指定管理者の選定に当たり、東京都障害者スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

1 審査委員

委員長	作野 誠一	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
委 員	小宮山 栄	公認会計士
	二條 実穂	東京都スポーツ振興審議会委員
	溝口 紀子	日本女子体育大学教授
	志村 将憲	東京都スポーツ推進本部 経営企画担当部長

2 選定経過

事 項	日 程
募集要項の公表	令和7年7月4日（金曜日）
現地説明会の開催 （参加事業者数：2事業者）	令和7年7月18日（金曜日）
質問の受付 （質問数：10件）	令和7年7月22日（火曜日）から 同月25日（金曜日）まで
質問への回答	令和7年8月5日（火曜日）
応募書類の受付 （応募団体数：1団体）	令和7年8月21日（木曜日）から 同月25日（月曜日）まで
第一次審査 （審査の概要は別添1のとおり）	令和7年9月5日（金曜日）
第二次審査 （審査の概要は別添2のとおり）	令和7年10月2日（木曜日）

3 応募団体名

公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会

4 審査方法

選定委員会では、「東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンター指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「審査項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

財務状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。

提案書類（事業計画書）の審査に当たっては、応募団体へのヒアリングを実施した。

各委員による審査項目ごとの点数の合計を応募団体の得点とした。

5 選定基準

東京都が東京都障害者スポーツセンター条例第 16 条第 2 項及び東京都障害者スポーツセンター条例施行規則第 10 条の規定により定める以下の基準に基づき、適切に施設の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者候補者として選定した。

- (1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
 - ア スポーツセンターの施設の利用公開に関すること。
 - イ 障害者のスポーツ・レクリエーション活動の指導に関すること。
 - ウ 障害者の福祉に関する講座等の開催に関すること。
 - エ 障害者のスポーツの振興に関すること。
 - オ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務
- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 当施設の管理に関する業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。
- (4) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (5) 役員が条例第三条各号に掲げる事業について熱意と識見を有する者であること。
- (6) 専門技術に係る指導育成体制が整備されていること。
- (7) 東京都のスポーツ振興施策及び以下の計画等にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
 - ア 東京都スポーツ推進総合計画
 - イ 2050 東京戦略 ～東京 もっとよくなる～

6 審査項目及び配点

募集要項に定められた下記の審査項目及び配点により、採点を行った。

審 査 項 目				配点
関係書類	法人(団体)としての事業遂行能力※	・ 経営方針 ・ 経営状況 ・ 社会福祉施設等の管理運営実績		20
事業計画書	管理運営の基本方針			20
	施設の提供等に関する業務	施設の提供	・ 施設提供の実施方針 ・ 休業日及び開場時間 ・ 利用の調整	60
		施設の運営	プール運営 トレーニングルーム運営 洋弓場運営 (東京都障害者総合スポーツセンターのみ) その他スポーツ施設の運営 宿泊室運営 送迎バスの運行	
		施設内サービス	・ 受付案内 ・ 苦情・ 要望等に対する対応等	
	事業に関する業務	施設の事業提供	・ 障害者のスポーツプログラム・レクリエーション活動及びイベント ・ 施設利用者への助言及び相談 ・ 障害者のスポーツに関する人材育成 ・ 両センター利用者拡大に向けての取組 ・ 利用者に対するサービス提供事業	100
		施設の事業を支える仕組み	・ 広報 ・ サービスの品質管理	
		区市町村等と連携した取組		
	組織及び人材	・ 効果的かつ効率的な執行体制の確保 ・ 明確な責任体制の構築 ・ 適切な勤務体制等 ・ 人材育成の取組		10
	施設の維持管理その他管理運営	施設、付属設備及び物品の維持管理	・ 施設、設備及び物品の維持管理 ・ 施設の修繕	20
		その他管理運営に関する事項	・ 危機管理及び災害対応 ・ 地球環境への配慮 ・ 個人情報の保護 ・ 感染症拡大防止	
	収支計画			
合計				300

※ 「法人(団体)としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たっての条件とします。

7 得点の状況（2施設の審査委員5名の採点結果合計）

審 査 項 目		配点	応募団体の得点状況		
			公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会		
			合計	総合	多摩
関係書類		200	160	80	80
事業計画書	提案課題1 管理運営の基本方針等	200	144	76	68
	提案課題2 施設の提供に関する業務	600	379	192	187
	提案課題3 事業に関する業務	1,000	597	297	300
	提案課題4 組織及び人材	100	62	30	32
	提案課題5 施設の維持管理その他管理運営	200	124	59	65
	提案課題6 収支計画	700	260	172	88
合 計		3,000	1,726	906	820

8 審査結果

指定管理者候補者

公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会

9 選定理由

- （1）障害者スポーツ施設について、十分な指定管理の実績を有しており、利用者対応について豊富な経験があることから、年齢や性別に関わらず、障害のある方がプールやトレーニング室などの各施設を安全かつ安心して利用できる運営が期待できる。
- （2）障害者のスポーツについて蓄積された豊富な知識・ノウハウを活かし、障害の種類や程度に応じた多彩なプログラムの提供などが提案されている。
- （3）東京都障害者総合スポーツセンターと東京都多摩障害者スポーツセンターが、東京都における障害者のスポーツの拠点として区市町村や社会福祉施設等と連携し、地域の身近な施設を障害者のスポーツ活動の場として活用する提案が評価できる。
- （4）施設外でのウォーキング教室をはじめ、他の都立スポーツ施設と連携したカヌーやセーリングなどの水上スポーツや自転車などのアウトドアスポーツを実施する提案が評価できる。

東京都障害者スポーツセンター 指定管理者選定委員会（第一次審査）の概要

1 日 時

令和 7 年 9 月 5 日（金曜日） 10 時 00 分から 11 時 45 分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 18 階 18A 会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程と応募団体数などについて説明した。

（2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや審査内容などについて説明した。

（3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

ア 財務状況調査の結果報告

公認会計士である小宮山委員が、事前に財務状況などの経営基盤の審査を行い、応募団体が指定管理者としての事業遂行能力を持っていることを報告した。

イ 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていること及び失格要件の該当がないことを報告した。

以上の報告を受け、応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

（5）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審査内容について説明するとともに、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

東京都障害者スポーツセンター 指定管理者選定委員会（第二次審査）の概要

1 日 時

令和 7 年 10 月 2 日（木曜日）13 時 00 分から 16 時 20 分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 19 階 19E 会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）事前説明

事務局から審査の進め方について説明した。

（2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するに当たり、第一次審査を通過した応募団体について、「選定基準」に基づき、提案書類（事業計画書）及び応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。

この採点結果に基づき、委員会として指定管理者候補者を選定した。